

子供の製品事故防止・減少のために、消費者団体、製造・販売等の事業者、行政機関が協力し行っている電子媒体による広報広聴活動の取組について【回答】

1 調査依頼内容

子供の製品事故防止・減少のために、消費者団体、製造・販売等の事業者、行政機関が協力し行っている電子媒体による広報広聴活動の取組について

2 調査手法

消費者製品安全局（Consumer Product Safety Office）及び、シンガポール消費者協会（CASE）への問い合わせを実施

3 調査結果

以下は、消費者製品安全局及びシンガポール消費者協会から得た回答をまとめたものである。

① 消費者製品安全局の回答

シンガポールでは、[消費者製品安全局（Consumer Product Safety Office、以下 CPSO）](#) が、子ども向け製品の安全性を確保するための主要な政府機関である。

CPSO は、[ウェブサイト](#)での子ども用品の安全アドバイス、子ども用品の安全パンフレットなどの普及、子ども用品のテストなどを通じて、安全な子ども用品の供給や購入について事業者や消費者に啓蒙に取り組んでいる。

その他、政府機関だけでなく、消費者の団体であるシンガポール消費者協会（CASE）や公立病院の小児科も、子供向け製品の安全性確保などに関与をしており、CPSO が把握している取り組みとしては、以下のようなものがある。

- （1）2004 年から 2006 年にかけて実施された「Childhood Injury Prevention Programme」などの普及啓発キャンペーンは、保護者等が家庭や外出先で子どもの事故防止にもっと注意を払うように意識を喚起し、奨励することを目的としている。
- （2）よくある子どものケガとその予防に関する[公教育資料](#)の作成と啓蒙。
- （3）保護者を教育するための、子どもの健康冊子における年齢別の安全チェックリストの啓蒙。
- （4）子どものケガに対する意識を高めるための学会や医学誌の発行。

② 消費者製品安全局の回答

消費者の団体であるシンガポール消費者協会（CASE）は、消費者製品の健康、安全、規格の分野で、製品試験プロジェクト、規格開発への参加、規制当局との協力による消費者教育など、多方面からのアプローチにより消費者の利益を保護している。

近年は、子ども向け製品のテストプロジェクトや調査は実施していなが、過去には、製品テストなど行い、その結果、消費者のための規制強化につながる事例もあった。

以下にて、2010 年の事例を紹介する。

【CASE が実施した製品テストと、その後の対応の概要】

- CASE は、2010 年 2 月に玩具を扱った後に手を洗わなかったために食中毒を起こした児童がいたことを受け、製品テストを実施した。
- この玩具は、後に 2 種類のフタル酸エステル類が含まれていることが判明した。
- そして、CASE は、各地からランダムに 50 個のおもちゃを購入し、製品テストを実施した。
- この調査は、シンガポールで販売されているすべての玩具を代表するものではない。
- しかし、この調査結果は憂慮すべきものであった。化学物質検査で不合格となった 23 の玩具のうちフタル酸エステル類が基準値を超えたものが 23 点、鉛が基準値を超えたものが 3 点、フタル酸エステル類と鉛の両方が基準値を超えたものが 4 点ありました。
- また、同じ玩具について、物理的、機械的、表示的な試験を実施しました。
- アメリカ材料試験協会規格（ASTM）F963-08 に準拠した玩具の安全性試験を実施しました。
- その結果、以下のことが判明した。
 - 1) 物理的・機械的試験で不合格となった玩具が 5 点があった。

このうち、2 つの玩具が玩具の部品が簡単に外れるため、幼児にとって窒息の危険があった。玩具の部品が簡単に外れる可能性がある。2 点は、玩具銃の設計要件が満たされていないなどの不備も発覚した。
 - 2) 多くの玩具に適切なラベルが貼られていないことも指摘した。

ラベルは原産国、製造・販売者名、住所、対象年齢などが記載されていた。
また、玩具の原産国、製造・販売元の名称と住所、対象年齢が表示されていないものも多く見受けられた。
- CASE は、安全対策として、不合格となった玩具を販売する小売店に対し適切な措置をとるよう書面を送付した。
- 他にも、該当する玩具を回収し、販売を停止するよう勧告した。
- こうした取り組みにより、製品の安全性の確保と消費者保護を強化するため、当局が法律の見直しを進め現在に至っている。